

第4回津地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成16年11月29日（月）午後1時30分～午後4時10分

2 開催場所

津地方裁判所別館3階中会議室

3 出席者

（委員）

井熊信行委員，内田計一委員，楠本孝委員，田中俊徳委員，中條隆二委員，堂前美佐子委員，中西和夫委員，林幸子委員，前原捷一郎委員（五十音順）

（事務担当者）

伏見民事首席書記官，堀部刑事首席書記官，竹内事務局長，谷口総務課長，柴田総務課課長補佐

4 議事

（1）開会

（2）委員長あいさつ

（3）意見交換に先立ち，天野登喜治刑事部総括判事により，パンフレット「裁判員制度がはじまります！」に基づいて，裁判員制度の概要が説明された。

（4）意見交換テーマ「裁判員制度を円滑に運営していくにはどうすべきか」

ア 裁判員制度に関する検察官の役割について

中條委員より，検察庁としても，プロジェクトチームを作り，刑事事件公判整理手続，裁判員制度の導入について検討している。検察官が，裁判員制度においても，当事者として被告人が有罪であることを主張，立証していくことに変わりがないが，裁判員に有罪か無罪か，適正量刑を検討してもらうため，証拠の提出方法や証人への質問に仕方についても工夫しなければならないと考えている。また，現在は物語式で行っている冒頭陳述についても，立証すべき事実と証拠との結びつきを明らかにするよう，裁判員に分かりやすくする必要があると考えているとの意見，説明がなされた。

イ 裁判員制度に関する弁護人の役割について

堂前委員より，弁護士会としても裁判員制度の導入には賛同している。

ただし，現在の刑事司法は非常に精密であり，事実認定も技術的であるの

で、法律の専門家でない裁判員がそれを行うことについては若干の危惧を抱いているとの意見、説明がなされた。

(5) 裁判員制度に関する意見、質問

- どうして今、裁判員制度を導入しなければならないのか、国民の信頼を得ることは重要だと思うが、現在の制度でも国民の信頼は得ているのではないか。
- 連日的開廷を実施するには、公判前の整理手続を充実させる必要があるが、起訴から公判期日までどれくらいの期間が必要なのか。
- 連日的開廷とは、あまりにも一方的ではないか。
- 法律の専門家でなければ理解できない裁判ではなく、一般常識を持った国民が理解できる裁判でなければならないと思う。
- 学校教育の場でアピールすべきだと思う。一般市民に裁判員制度そのものを理解してもらうことも重要だが、それと共に適正手続の保障など刑事裁判の諸原則を近い将来裁判員になる高校生などに理解してもらう必要がある。
- 一般市民が量刑の判断をすることになるが、裁判所は、判例の集積による相場といったものを裁判員に説明するのか。
- 事実認定は非常に技術的なので、専門家でない裁判員がそれを行うには、最低限の教育が必要ではないか。
- 検察官が、視覚的に訴える証拠を提出するようになると、量刑が重罰化の傾向となるのではないか。
- 多数決は、真実発見に馴染まないのではないか。多数決で評決すると、反対意見に対する説得はされないのではないか。
- 裁判員制度が導入されない第二審で、第一審の判決を破棄自判することがあり得るとすれば、裁判員制度を導入した趣旨と矛盾するのではないか。

(6) 裁判員制度に関する広報活動の現状

谷口総務課長より、次のとおり報告がなされた。

ア 県教育委員会を始め、県下全市町村を訪問し、裁判員制度に関する広報活動への協力依頼、ポスターの掲示依頼、パンフレットの備え置き依頼を行った。

イ 裁判所見学等で裁判所を訪れた方に、裁判員制度に関するパンフレットを

配布し、制度の概要を説明している。

ウ 当庁で印刷している庁名入りの封筒の表紙に、「裁判員制度・誕生」「裁判員制度は、平成２１年までにスタートします。」と表示する予定である。

エ 当庁管内の対象事件の状況や関係機関の状況、当庁管内の住民、交通状況などの基礎的データを収集、分析し、裁判員制度実施に向けた態勢整備や効果的な広報活動に役立てる予定である。

(7) 広報活動の在り方についての意見

- 裁判員制度と共に、適正手続の保障等刑事裁判の基本原則についても広報活動に取り入れてもらいたい。
- 裁判官や裁判所の職員が、学校等に出前講義を行ってもらうのが効果的だと思う。
- 配布されたパンフレット「裁判員制度がはじまります！」を全戸に配布してはどうか。
- テレビドラマに裁判員制度を取り上げてもらうのが効果的だと思う。

(8) 次回の意見交換のテーマ

「裁判員制度を円滑に運営していくにはどうすべきか」

(9) 次回期日

平成１７年６月８日（水）午後１時３０分から